

マイナンバーに ついでに審議

制度開始に伴い、市関連条例の改正について委員会での審議後、本会議において、討論のあと、賛成多数で可決しました。

個人情報保護条例の一部改正（議案第57号）

市税条例等の一部改正（議案第58号）

使用料・手数料条例の一部改正（議案第59号）

本会議

討論

9月29日

反対（河邊正男議員） 市は住民基本台帳など、市民の重要な個人情報をも多数保有している。漏洩に備えたりリスク分析で、保護措置を講ずるべきで、マイナンバー制度実施を中止すべきであり反対する。（議案第57・58・59号）

賛成（仲谷政弘議員） 条例改正は、法の趣旨を踏まえた、個人情報をより厳格に管理するための改正であり、マイナンバー制度を運営する上で必要不可欠であり賛成する。（議案第57・58号）

賛成（長神隆士議員） 個人カード再交付の手数料は近隣市と比べても適正であり、マイナンバー制度はメリットがあるため賛成する。（議案第59号）

マイナンバー制度は、市民への影響が大きく、また市役所の多くの部署に影響するため、委員会での関連条例の審議のほか、9月定例会前の総務委員会（8/19）・文教厚生委員会（8/19）全議員を構成員とする全員協議会（8/27）で制度について市当局から報告がありました。

総務委員会

9月10日
付託議案
3件

個人情報保護条例の一部改正

問 特定個人情報の目的外利用が認められる、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」とは。

答 災害等で本人が意識不明で入院している場合などを想定している。

問 保有特定個人情報にだけ、代理人の開示請求権を認めている理由は。

答 インターネットに接続していない人は、情報提供等記録開示システムの利用ができないため、代理人を認める必要がある。

問 代理人とは。

答 社会保障・税の分野の手続きは、税理士、社会保険労務士などの専門家に依頼することが多く、代理人になると思われる。

問 保有個人情報提供の対象は。

答 地方税や健康保険関係事務など個人番号利用事務が対象。



通知カード（見本）

市税条例等の一部改正

問 旧3級品紙巻たばこの特例税率廃止に伴う市税収入への影響は。

答 毎年度150万円から500万円ほどの増収となる。特例が完全廃止となるH31年度以降は、H26年度と比較すると、約1000万円の増収見込。

文教厚生委員会

9月8日
付託議案
1件

使用料及び手数料条例の一部改正

問 発行される通知カード・個人番号カードの再発行手数料の金額の根拠は。

答 手数料（通知カード（500円）・個人番号カード（800円）は、総務省のカードの原価を参考にした金額で、県内市町同一単価である。

問 カードを紛失した際の個人情報流出の心配は。

答 ナンバーを使用する際には、本人確認も厳密に行う制度のため、カードを紛失しただけでは、個人情報は流出しない。専用ダイヤルで、ナンバーの一時停止ができ、その後紛失届や番号提出届を行うことになる。

討論

反対（河邊正男委員）
賛成（長神隆士委員）

討論の主旨は一段目に記載